第千七百十一号

平成十八年

日 木

H

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

十一月

曜

2 1

3

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

次のとおりとする。

その図面及び関係書類を山梨県庁及

### び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、

○保安林の指定施業要件の変更予定…………………………………………七八五

告

示

目

次

山梨県告示第五百四十九号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、 次

のように保安林の指定を解除する。

平成十八年十一月二日

山梨県知事

Ш

本

栄

彦

 $\equiv$ 保安林として指定された目的 北杜市大泉町谷戸字五里畑五四六二の二 解除に係る保安林の所在場所

 $\equiv$ 水害の防備

○一般競争入札について………………………………………………………七九二

教育委員会

○落札者等の決定について……………………………………………………………七九三

○開発行為に関する工事の完了について…………………………………………七九二

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定……………………七八七 ○特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)……………………………七八六 ○建築基準法に基づく道路位置指定………………………………………七八六 ○道路の供用開始……………………………………………………………七八六 ○道路の区域変更(二件)…………………………………………………七八五 ○保安林の指定の解除…………………………………………………………七八五

解除の理由 指定理由の消滅

山梨県告示第五百五十号

道路法

(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

### 告 示

# 山梨県告示第五百四十八号

に保安林の指定施業要件を変更する予定である。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、 次のよう

平成十八年十一月二日

山梨県知事

Ш 本 栄

彦

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

保安林として指定された目的 南巨摩郡身延町(次の図に示す部分に限る。)

水源のかん養

変更後の指定施業要件

Ш

梨 県

公

報

第千七百十一号

平成十八年十一月二日

道路の種類

山梨県知事

Ш

本

栄

彦

路 線 名 韮崎増富線

 $\equiv$ 道路の区域

X

の旧別新 敷地の幅員

間

(メートル) 延 メー

北支所において、この告示の日から平成十八年十一月二十四日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡 平成十八年十一月二日

七八五

県道

社線八幡神

- 一地先まで - 一地先から 正崎市水神一丁目四五九○番の 正崎市水神一丁目四五九三番の

+
八
٠.

四四・〇

|十一月二日|

二七五・〇	八 三 三 · 二	新	先まで
二九〇・〇	六・〇~	旧	と土市頁医町大字小尾字大岩丘丘三七番地八地先から、北杜市須玉町大字比志字下平四九三二番の北土市須玉町大字比志字下平四九三二番の

### 山梨県告示第五百五十一号

北支所において、この告示の日から平成十八年十一月二十四日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成十八年十一月二日

山梨県知事 Ш 本 栄

彦

- 道路の種類 県道
- 路線 名 增富若神子線
- 道路の区域

八地先まで	比土市頂屋町大字化志字下平四九三二番の先から 先から 北杜市須玉町大字小尾字大柴五五三七番地	区
新	IB	の旧新
八 三 三 · 二	六. 二. 6	(メートル) 敷地の幅員
二七五・〇	二一九〇・〇	(メートル) 長

## 山梨県告示第五百五十二号

北支所において、この告示の日から平成十八年十一月二十四日まで一般の縦覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡 次のとおり道

平成十八年十一月二日

山梨県知事 Ш 本 栄

彦

種道類の
路
線
名
X
間
(メートル) 長
期日開始の

## 山梨県告示第五百五十三号

田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。 の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一 山梨県富士・東部建設事務所(富士吉 項第五号に規定する道路

平成十八年十一月二日

山梨県知事

Ш

本

栄

彦

道路の位置

道路の幅員 上野原市上野原字仲外戸一六九八番七

 $\equiv$ 道路の延長

最大八・〇五メートル

最小四・〇四メートル

三一・八四メートル

### 公 告

• 特定非営利活動法人の設立の認証申請

り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センター に備え置いて縦覧に供する。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとお

平成十八年十一月二日

山梨県知事

Ш 本 栄

彦

申請のあった年月日 平成十八年十月十九日

一 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並 びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人 アクティブタウン
- 2 代表者の氏名 早川勝巳
- 3 主たる事務所の所在地 富士吉田市下吉田千九百七十四番地
- 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、住みよいまちづくりを推進するため、 市民参画

り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センター 第五十三条第一項の規定により、 に備え置いて縦覧に供する。 城東介護施設 医療法人慶友 3 2 びにその定款に記載された目的 1 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、 4 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項、 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並 申請のあった年月日 平成十八年十月十九日 縦覧期間 平成十八年十一月二日 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定 縦覧期間 平成十八年十月二十日から同年十二月十九日まで 平成十八年十一月二日 特定非営利活動法人の設立の認証申請 増進に寄与することを目的とする。 寄与することを目的とする。 地域の交流、文化事業並びに行政との協働事業を行い、住民の主体的・自立的まち による地域の危険箇所、 づくり活動の実際的・精神的拠点として魅力ある景観の創出とまちづくりの推進に 名 名称 特定非営利活動法人さくら振興会 この法人は、甲府市を中心とする地域に生活する人々を対象に、地域環境の整備、 定款に記載された目的 主たる事務所の所在地 甲府市大里町五千二百九十四番地 代表者の氏名 石原安麿 称 平成十八年十月二十日から同年十二月十九日まで 五号日子工番一 所 在 未整備な場所等を改善する活動と事業を行い、広く公益の 地 次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。 一九一〇一一三 香 香 号 新 山梨県知事 山梨県知事 | 所生活介護 | 一日 | 一日 | 一日 | サービスの種類 Щ Ш 第四十六条第一項及び 本 本 指定年月日 栄 栄 次のとお 彦 彦

三

 $\equiv$ 

_	ターきらら	センターあいデイサービス	有限会社さわ	かわ マイサービス	清栄なでし <u>こ</u>	南 センター甲府 甲府	南 アイリスケア	設 アルファケア	フリヤ薬局	フリヤ薬局	城東介護施設
_	号 一	四番地七	二九番地一甲府市和戸町	六号 四丁目一八番 甲府市上石田	五五四番地甲府市横根町	二六六番地一甲府市増坪町	一二六六番地一甲府市増坪町	二番地七	番地一 市部一〇七八 工八	番地一 市部一〇七八 工八	五号一三番一甲府市城東四
	一九七〇一〇二	九七六	五三九	一九七〇一〇一	九九四	五六四	五六四	五四九〇一〇〇	一九四一八〇〇	一九四一八〇〇	一 三 九 一 〇 一 三 三
	訪問介護	護	護	護	所生活介護 所生活介護 所生活介護	護予防通所介	通所介護	護予防訪問介	なし) 養管理指導(み 養管理指導(み	導(みなし)	<b>護予防通所介</b>
	一日 平成十八年五月	一日 平成十八年五月	一日 平成十八年五月	一日 平成十八年五月	一日 平成十八年五月	一日 平成十八年五月	一日平成十八年五月	一日 平成十八年五月	一日 平成十八年五月	一日 平成十八年五月	一日 平成十八年五月

Ш

重治ノケ語屋	助去人个蒦屋特定非営利活	介護事業所	から 動法人介護屋 動法人介護屋	有限会社ゆう	有限会社ゆう	有限会社ゆう	業所とけあ事	業所とけあ事	福寿の家	福寿の家	ともだち	ターきらら
	三郡仃黒尺八西八代郡市川		八〇番地 西八代郡市川	番地六五 川中島一一〇 二二〇	番地六五 川中島一一〇 田本島一一〇	番地六五 川中島一一〇	地二出崎一〇二番留吹市石和町	地二出術一〇二番	三番地五	三番地五	八号 二丁目九番二 甲府市丸の内	号目七番一一
=======================================	一九七〇六〇〇		三三二一九七〇六〇〇	二四三	二四三	二四三	一九七〇五〇〇	一九七〇五〇〇	二六五	二六五	一九七〇一〇二	一九七〇一〇二
	介護予防訪問介		訪問介護	具貸与	祉用具販売 特定介護予防福	売った。	具貸与防福祉用	<b>護予防訪問介</b>	護 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	通所介護	介護予防通所介	四九 護 一日
   	平成十八年五月		一日 平成十八年五月	一日 平成十八年五月	——日 平成十八年五月	——日 平成十八年五月	一日 平成十八年五月	——日 平成十八年五月	平成十八年五月	平成十八年五月	— 日 平成十八年五月	——日 平成十八年五月
	いきやり	巨摩共立病院	に でイサービス で で り り に り に ろ り に ろ り に ろ り ら り ら り ろ り ろ り ろ り ろ り ろ り ろ り ろ り	自動車工業	有限会社真栄	自動車工業	士吉田営業所	有限会社ハピ	ーションしも	問リハビリテ交道会指定訪医療法人財団	お問介護おん	かわ指定訪問 かわおり がわり がわり がわり がわり がわり がわり がわり がわり がった。 かった。 かった。 かった。 かった。 かった。 かった。 かった。 か
	地園三四○番	南アルプス市	地 関三四〇番 でルプス市	番地 言出一六七八 言出一六七八	雷士吉田市下 吉田一六七八	番地 吉田一六七八 古田市下	番五号 雷士吉田市上	七二二九七番地甲斐市西八幡	- - - - - - - - -	三番也 一〇六 南巨摩郡身延	一番地一 一番地一	八〇番地
		一九七一六〇〇	四二二六〇〇	一九七一二〇〇	一九七一二〇〇	一九七一二〇〇	一九七一二〇〇	四五二		七八五	一九七〇七〇〇	
	護	介護予防通所介	通所介護	具貸与	<b>社用具販売</b> 特定介護予防福	売	居宅介護支援	<b>漢</b> 変 形 訪問 介		訪問リハビリテ	<b>養予防訪問介</b>	
	日	平成十八年五月	一日 平成十八年五月	一日平成十八年五月	一日 平成十八年五月	一日 平成十八年五月	一日平成十八年五月	一日 平成十八年五月		一日 平成十八年五月	一日 平成十八年五月	

山 梨 県 公 報 第千七百十一号 平成十八年十一月二日

コリミトンヌ	原田歯科クリ	: ?	原田歯科クリ	- " ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '	原田歯科クリ		原田歯科クリ	چ ان	ケアセンター	レッタ甲府	介護付有料老	甲石府門	介護付有料老	レッタ甲府	介護付有料老	ター甲庁	介護付有料老		会ライフケア 会ライフケア		ひまわり アイサービス
5.1.1111	甲府市里吉四	号目 四番	市里吉四		府市里吉四	<u>四</u> 霍	府市里吉四	地五四三四番	大月市猿橋町	〇号	甲府市下飯田	〇号	甲府市下飯田	○号目置置	甲府市下飯田	〇号   	二丁目二 香三甲府市下飯田	,	八号 一丁目一四番 甲府市丸の内	地一二	町二〇五七番甲斐市竜王新
	一九三〇一〇三	<u> </u>	一九三〇一〇三		一九三〇一〇三	<u>=</u> <u>=</u>	一九三〇一〇三	- 四 ア ナ	一九七一四〇〇	=	一九七〇一〇二	=	一九七〇一〇二	=======================================	一九七〇一〇二	=	一九七〇一〇二		二三八〇一一四		一七二一七〇〇
	介護予防居宅療		幕 (みなど) 居宅療養管理指	٥	訪問リハビリテ	J	訪問看護(みな	計	介護予防訪問介	Pin	介護予防通所介		通所介護	用生活が誇	介護予防短期入	(新世	短期入所生活介	3	ハビリテーショ介護予防通所リ		
	平成十八年六月	E	平成十八年六月	E	平成十八年六月	E	平成十八年六月	- -	平成十八年五月	† †	平成十八年五月	-F	平成十八年五月	-† -∄ -E	平成十八年五月	-  ∃ E	平成十八年五月		十五日平成十八年五月		平成十八年五月
		雨宮調剤薬局		雨宮調剤薬局	センター	山梨口腔保健	+ こう	山梨口腔保健	<b>う</b>	山梨口腔保健	+ ころ	山梨口腔保健	+ 3 ター	山梨口腔保健	センター	山梨口腔保健	,	原田歯科クリ	ニットライン	日 樹 斗	ニック
	一号		ı	都留市つる五	号目置置七	甲府市荒川一	号 目 電 二七		号 目 電 1	甲府市荒川一	号目書記			甲府市荒川一	号目電記		- [] [] []	甲府市里吉四	○号 一四番二		○号□四番二
		一九四一一一〇		一九四一一一〇	 [T	一九三〇一一三	 [7]	一九三〇一一三	 [7] [7]	一九三〇一一三	 [7]	一九三〇一一三	_ _ _ 	一九三〇一一三	 <u></u>	一九三〇一一三	- - - - -	一九三〇一〇三	五元	九三〇一〇三	五五二
		<b>参管里旨事</b> ( ) 大	導(みたし)	第 (みなど) 居宅療養管理指	ン(みなし)		割(みなし)	介護予防訪問看	をしり指導(み	企 介 護 予 防 居 宅 療	導った。	<b>唐宅療養管理指</b>	ししいこのはなった。	訪問リハビリテ	Ĺ	訪問看護(みな	(みなし)	へごリテーショ 介護予防訪問リ	護(みなし)		査管理指導(み
<u>ا</u> ر ا	E	平成十八年六月	E	平成十八年六月		平成十八年六月	E	平成十八年六月	E	平成十八年六月	E	平成十八年六月	E	平成十八年六月	E	平成十八年六月	-	平成十八年六月		平戈十八手六月	日

ター武田の家	וווווו	1 / 墨 /	また 大震 変 援サービ 表 変 援サービ	東甲符号を介	ービス真心 動法人デイサ	快晴苑	店 局ナカヤ石和 不不不	店 局ナカヤ石和 ア薬	ひらの薬局	ひらの薬局
号	号子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子	日 一 一 二 番 地 一 三番 地	日	甲府市安十丁 甲府市宝一丁	七五四番地五甲府市国玉町	三三三番地甲府市大津町	井戸七二番地	井戸七二番地	三番地南都留郡山中	三番地南都留郡山中
二 - 5	- 二- O		九 八 〇 〇 〇	一九七〇一〇一	二九七〇一〇一	一九七〇一〇〇	一九四一八一〇	一九四一八一〇	一九四一三〇〇	三三五 一九四一三〇〇
護育防運用		五 五 斤 二 二		介護予防訪問介 護 護	介護予防通所介		介護予防居宅療 参管理指導(み	導 (みなし) 居宅療養管理指	介護予防居宅療 をし)	導 (みなし)
	ユ ー S 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日	-   -	区 — 3 日 月 ト ト ト ト フ 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月		一日 平成十八年六月	平成十八年六月	一日 平成十八年六月	一日 平成十八年六月	一日 平成十八年六月	平成十八年六月 
寄りあいどこ	ケアプラン 社協あったか 南アルプス市	指定居宅介護 ちら	ぼ ービス赤とん	ホーム志仁也	特別養護老人	介護事業所	たすらぎ旨定 大援センター 大援センター	<b>有限会社あい</b>	東甲府通所リ	ョン 東甲府通所リ
百々一三二九	地帯アルプス市南アルプス市	番地一三二九南アルプス市	番地中七三南アルプス市	六番地一〇 下初狩四一四 大月市初狩町	六番地一〇 下初狩四一四 大月市初狩町	- E	プビレニ皆 番地フジトッ 吉田六六八六 吉田市上	一	二九九番地甲府市桜井町	二九九番地甲府市桜井町
四五五五一六〇〇	四四八	四三〇二九七一六〇〇	二六五二六〇〇	二四五二四〇〇	二四五七一四〇〇		三六三二〇〇	五〇八	二一九七〇一〇二	一九七〇一〇二 四
通所介護	居宅介護支援	居宅介護支援	渡	所生活介護 所生活介護 可差	護 短期入所生活介		渡	護 予防訪問介	介護予防通所リ	通所リハビリテ
一日 日 八年六月	一日 平成十八年六月	一日 平成十八年六月	一日 平成十八年六月	一日 平成十八年六月	一日 平成十八年六月		一日 平成十八年六月	一日 平成十八年六月	一日 平成十八年六月	一日 平成十八年六月

山 梨 県 公 報 第千七百十一号 平成十八年十一月二日

コピレンヌ	高田内科クリ	Ž	高田内科クリ	Ź	高田内科クリ	Ž	高田内科クリ	Ž	高田内科クリ	2	高田内科クリ			た に こ 〔	ビス	ð	フサポートな	艮会十	ご み ポートな	有限会社ライ	
35.1.31		番地二	富士吉田市上	番地二	富士吉田市上	番地二	富士吉田市上	番地二	富士吉田市上	番地二		番地二十二十二		— 四 二 七 郡 北	甲斐市西八幡	トラビ	断野三七〇一	プース	ででする。 番地一オギノ が野三七○一	ブース	番地
	一一 九 九 一 二 〇 一	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	九二二〇一	— Э	九一二〇一	- C J	九二二〇一	- C J	九二二〇一	- ( <del>)</del>	九   10	\(\frac{1}{2}\)	一九七二二〇〇	—   [1] 	一九七一七〇〇		7	一九七一六〇〇	四-六	一九七一六つつ	
	介護予防訪問リ	部(みなし)	変 (みな ) 介護予防訪問看	をし) お草(み	·	連(みたし)	<b>幕に承養管理指</b>	3	訪問リハビリテ	Į	訪問看護(みな		居宅介護支援		介護予防通所介		護	个蒦予方方明个		訪問介護	
	二日平成十八年六月	E	平成十八年六月	E	平成十八年六月	Ē	二日平成十八年六月		平成十八年六月	Ē	平成十八年六月	E	平成十八年六月	E	平成十八年六月		日月	区	— 3 日 J	平成十八年六月	
		斉藤眼科		斉藤眼科		斉藤眼科		斉藤眼科	院留明中男罪	医療法人康麗	院管明中步乘	医療法人康麗	院育明中步和	医療法人康麗	院院中央病	医療法人康麗	院管理	会畜欠户央病医療法人康麗	院等中央病	医療去人兼鼉	
	地位に対する		地では、アンスを			上上	地では、アンスを		番地一番地一七	日 方 景 国 亡 一 吹 市 石 和 町 一	番地一場四七	吹市石和町	番地一番世刊	11 市局四二	番地一番地七	吹市石和町	地   一	留日市場四七		火市石和町	番地二
	- - - -	一九一二三〇〇	- - - - -	一九一二三〇〇	- - t	一九一二三00	- - - - -	一九一三三〇〇	- -	三九一八一〇	- - -	一九一八一〇		一九一一八一〇		一九一一八一〇	= = = = = = = = = = = = = = = = = = =	三大二一八一〇	三六二	一九一一八一つ	
	をし)	秦	導(みたし)	事 (みな )   居宅療養管理指	しうここの	訪問リハビリテ	<u> </u>	訪問看護(みた	ン(みなし)			変 (みな) 介護予防訪問看	なし) お準(み	を		居宅療養管理指	7	訪問リハビリテ		訪問看獲(みな	ン(みなし)
	j E	平成十八年六月	<i>J</i>	平成十八年六月	<i>J</i>	平成十八年六月	<i>J</i>	平成十八年六月	= E	平成十八年六月	E	平成十八年六月	= E	平成十八年六月	=	平成十八年六月	<u>=</u> [	平成十八年六月	三三日	平成十八年六月	

-	1	H	
		1	
	_		
		_	

有限会社花一生花店 代表取締役

地一 地							1	
二一七   二一〇   介護予防訪問リハビリテーション (みなし)   森(みなし)   一九一〇二〇〇   青宅療養管理指導(みなし)   森(みなし)   一九一〇二〇〇   介護予防居宅療   一九一〇二〇〇   介護予防居宅療   一九一〇二〇〇   介護予防居宅療   八ビリテーショリ   八ビリテーショリ   八ビリテーショリ   八ビリテーショリ   八ビリテーショリ   1000   100	廣瀬醫院	廣瀬醫院	廣瀬醫院	廣瀬醫院	廣瀬醫院	廣瀬醫院		斉藤 眼科
二一七   二一〇   介護予防訪問リハビリテーション (みなし)   森(みなし)   一九一〇二〇〇   青宅療養管理指導(みなし)   森(みなし)   一九一〇二〇〇   介護予防居宅療   一九一〇二〇〇   介護予防居宅療   一九一〇二〇〇   介護予防居宅療   八ビリテーショリ   八ビリテーショリ   八ビリテーショリ   八ビリテーショリ   八ビリテーショリ   1000   100	一一四一番地山梨市三ヶ所	一一四一番地山梨市三ヶ所	一一四一番地	一一四一番地山梨市三ヶ所	一一四一番地	一一四一番地		地一塩後二八五番甲州市塩山上
	六二三 六二三 〇二〇〇	六二三 六二〇〇	六 九 〇 〇 〇	六二三	六九一〇二〇〇 〇	六二三 六二〇〇	二一九七二三〇〇	一九一二二〇〇
十平 十平 十平 十平 十平 八平   六成 六成 六成 六成 六成 日成	ン (みなし) ハビリテーショ 介護予防訪問リ	護(みなし)	上 指 防 幕居	導(みなし) 居宅療養管理指	し) お問リハビリテ		ン (みなし) ハビリテーショ 介護予防訪問リ	演(みなし)
ロース ロース ロース ロース ロース ロース ロース ロース エース エース エース エース エース エース 年 スース 年 エース 日 月 日 <	十六日平成十八年六月	十六日 平成十八年六月	十六日 平成十八年六月	十六日 平成十八年六月	十六日 平成十八年六月	十六日 平成十八年六月	八日平成十八年六月	

開発行為に関する工事の完了について

に関する工事は、完了した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

平成十八年十一月二日

山梨県知事 Ш 本 栄 彦

開発区域(工区)に含まれる地域の名称

の区域 三八六の四、三八六の五、三八七の一、三九二、三九二の二、三九三及び三九三の二 南巨摩郡増穂町小林字長沢境三八五の一、三八五の四、三八五の五、三八六の一、

> 折居健一郎 西八代郡市川三郷町市川大門二千九の四番地

開発許可を受けた者の住所及び氏名

### 教育委員会

一般競争入札について

のである。 十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るも 次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月

平成十八年十一月二日

山梨県教育委員会教育長

廣

瀬

孝

嘉

一般競争入札に付する事項

借入物品等の名称及び数量 県立学校教育情報化推進事業用パソコン等

一式

2 借入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間

平成十九年三月十五日から平成二十四年三月十四日まで

4 借入場所

山梨県教育委員会教育長が指定する場所

5 入札方法

相当する金額を入札書に記載すること。 であるか免税事業者であるかを問わず、月額として見積もった金額の百五分の百に り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者 る額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当す

- 二 一般競争入札の参加資格
- することができる者であること。 必要な資格等(平成十八年山梨県告示第百九十四号)の一に定める競争入札に参加 平成十八年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に
- 2 この公告に示す借入物品等を確実に納入できると山梨県教育委員会教育長が判断

した者であること。

- 3 求めに応じて速やかに提供できる者であること。 この公告に示す借入物品等に係るアフターサービスを山梨県教育委員会教育長の
- 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る 指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこ

# 入札者に要求される義務

ついて証明する書類を平成十八年十一月十七日(金)午後五時までに四の1の場所 に提出しなければならない。 入札者は、別途交付する入札説明書の三に示す入札者に要求される義務の事項に

### 几

- 1 高校教育課指導担当 電話〇五五—二三三—一七六三 郵便番号四〇〇一八五〇四 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県教育庁
- 2 入札説明書の交付方法

を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで四の1の交付場 所において交付する。 この公告の日から平成十八年十一月十四日(火)までの山梨県の休日を定める条 (平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)

3 入札説明会の日時及び場所

平成十八年十一月十四日(火)午後二時 山梨県庁県民会館六○六会議室

4 入札及び開札の日時及び場所

5

郵送による入札書の受領期限及び場所 平成十八年十二月十三日(水)午後二時 山梨県庁北別館五〇五会議室

- 担当(郵便番号四〇〇一八五〇四 平成十八年十二月十二日(火)午後五時までに山梨県教育委員会高校教育課指導 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に必着す
- 6 入札の無効

その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。 第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違

7 落札者の決定方法

Ш

梨

県 公 報

第千七百十一号

平成十八年十一月二日

この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県教育委員会教育長が認めた入

札者であって、 で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。 規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内

#### 五. その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札保証金

3

契約保証金

らない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければな

4 契約書作成の要否

5 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、

減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

九十号)に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の

詳細は入札説明書による。

#### \* Summary

Nature and quantity of the products to be procured Computer Systems for Yamanashi Prefectural Schools' Advancement For Computer

Time and place for tender

Literacy Project 1 Set

2:00PM December 13, 2006. Yamanashi Prefectural Office

Section in charge

1-6-1, Marunouchi, Kofu-shi, Yamanashi-ken 400-8504 JAPAN High School Education Division, Yamanashi Prefectural Board of Education

Phone 055-223-1763

#### 7 0 他

落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケ